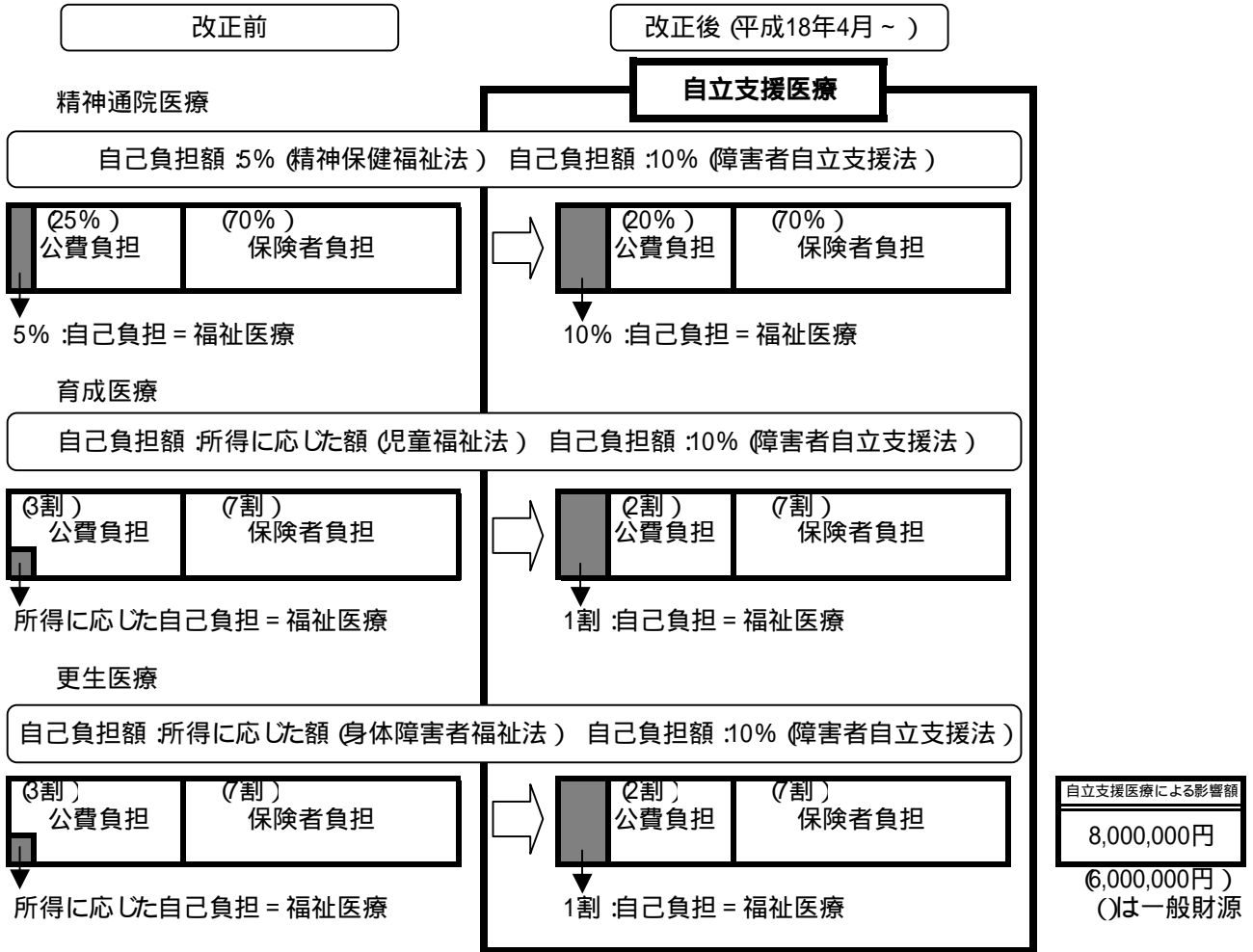


障害者自立支援法施行による福祉医療費への影響

1 自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療・育成医療・更生医療）は、それぞれの法律により自己負担額が設けられていたが、障害者自立支援法の施行により、自立支援医療に一本化され、一律10%の定率負担となった。



2 施設入所医療

これまで、知的障害者福祉法や児童福祉法で指定される施設に入所したときの医療費は、支援費や措置費として公費負担され自己負担はなかったが、障害者自立支援法の施行により、医療費の自己負担が発生するようになった。

